

保育所等入所に関する確認書

※確認事項をお読みになり、全ての□に✓を付け、下記太枠内に日付と署名をお願いします。

番号	確認事項	チェック
1	「令和9年度保育所等利用のご案内」の内容を理解し、申込みします。	□はい
2	希望園は園見学を行い園のルールを確認したうえで保護者自身が選択し、申込みします。 (園見学がない場合減点の指数が付きます。)	□はい
3	入所希望月の1日時点の状況に合致した保育の必要性の事由で申込みし、保育の必要性が就労の場合、原則入所日から6か月間、申込時と同等の勤務条件(就労時間と日数)を継続します。	□はい
4	利用調整の順位や内定者数、他の申込者の指数についてはお答えしていません。	□はい
5	選考結果は、4月1次は1月上旬、4月2次は2月下旬を予定しております。また、5月以降の選考については、前月20日前後に選考会を実施し、25日ごろを目安に通知いたします。 電話でのお問い合わせはお断りしています。	□はい
6	申込後に申請内容(家族構成、住所、就労内容等)が変更になった場合は、至急手続きが必要です。	□はい
7	希望園変更等申込内容の変更は、各月の設けられた申請期日まで受け付けます。 締め切り以降の変更については、次月以降(4月1次の場合は2次選考)に反映されます。	□はい
8	【入所内定後に注意して頂きたいこと】 ・入所内定を辞退した場合は、辞退した園の入所希望は取下げとなり、年度内の申請においては減点がつきます。(希望している園が1園のみの場合は、申込み自体が取下げとなります。) ・入所後の保護者の状況は年に一度、現況届の提出において確認をしており、保育の必要性が就労の場合で実績が月64時間を下回る場合など、その他保育の必要性が確認できない場合は、退所になります。	□はい
9	【保育料について】 保育料については、入所内定後、3月下旬頃に送付する「綾瀬市保育料決定通知書」をご確認ください。事前に保育料を確認したい場合は、「令和9年度保育所等利用のご案内」のP. 30「15 保育料について」をご確認ください。 電話・窓口でのお問い合わせはお断りしています。	□はい
10	申請中に、市外へ転居した場合で継続して綾瀬市の園を申込み場合は、転居先の市町村で再度申込み手続きが必要です。(申請の取下げをする場合は電話で承ります。)	□はい

★該当する項目のみ確認してください。★

番号	確認事項	チェック
1	【育児休業を取得している場合】 入所翌月14日までに必ず元の職場で就労を開始し、復職日が書かれた就労証明書を復職後2週間を目安に提出します。 ※原則、復職後は申込時と同じ職場・同じ就労条件で就労し、保護者都合による変更を6か月間認めません。なお、誓約書の提出がない場合はこの限りではありませんが加点対象外です。	□はい
2	【小規模保育施設の卒園後について】 「令和9年度保育所等利用のご案内」P. 1「〇小規模保育施設の卒園後について」を理解し、連携施設への入所定員が超過した場合には連携施設への入所ができない場合があることを理解した上で小規模保育施設(ぼとふ綾瀬・ぼとふ寺尾中・綾瀬こっこ保育園)を希望します。	□はい
3	【市外の保育所等を申込みする場合】 ・申込をする施設の所管市区町村に、締切日、申込条件、必要書類等を確認し、申込みします。 ・市外の保育所を希望している場合は、申請している市区町村の結果受理後に結果を通知するため、通知が遅くなることがあります。 綾瀬市と市外の保育所等の申込をした場合、全ての結果が出てからの通知となります。	□はい
4	【転入要件の場合】 ・申込み月の前月末までに綾瀬市に住民登録します。 ・住民登録が確認できない場合は内定の取消し、申込みの取下げになります。	□はい

保護者 署名欄	上記事項について確認し了承しました。
	令和 年 月 日 保護者(申請者)氏名